

東アジア地域における近年の葬送墓制の変容 ～中国、台湾、韓国を事例として～

横 村 久 子

要 旨

東アジア地域において経済成長による都市開発が著しい。大都市には周辺地域からの急激な人口集中と都市化により、都市構造と家族構造の変化を引き起こしている。中核的な都市は人口膨張が著しくその需要に対して墓地の供給と火葬場の整備が求められ開発が進んでいる。しかし旧来の墓地や火葬場の様式や施設配置は都市計画の上などで大きな課題となっている。新しい方法として散骨や樹木葬が進められ葬送墓制の変化や、また葬送への家族の意識も変化が見られる。中国、台湾、韓国の都市の事例調査から課題と方向を探り、葬送や墓制の政策もみる。また日本の状況を比較し日本における課題も明らかにする。

キーワード：墓地、樹木葬、葬儀、東アジア、都市化

は じ め に

東アジア地域において経済成長による都市開発が著しい。大都市には周辺地域からの急激な人口集中と都市化により、都市構造と家族構造の変化を引き起こしている。中核的な都市は人口膨張が著しくその需要に対して墓地の供給と火葬場の整備が求められ開発が進んでいる。しかし旧来の墓地や火葬場の様式や施設配置は都市計画の上などで大きな課題となっている。

人口動態からは、日本は既に少子・高齢・人口減少社会に入り、葬送墓制に変化を起こしている。東アジア地域でも中国や台湾、韓国も同様の現象が起きつつある。新しい方法として散骨や樹木葬が進められ葬送墓制の変化や、また葬送への家族の意識も変化が見られる。中国、台湾、韓国の都市の現地の事例調査から課題と方向を探り、葬送や墓制の政策もみる。また日本の状況を比較し日本における課題も明らかにする。

1 少子・高齢・人口減少社会、ライフスタイルの変化

(1) 日本と中国、台湾、韓国の人団動態

日本は少子・高齢社会のみならず、人口減少社会に入った。日本の2010年の人口動態は、死亡数は119万7066人で、前年より5万5201人増加、死亡率は9.5（人口千対）で、前年の9.1を

上回った。一方合計特殊出生率は1.39、高齢化率は23.0%である。2050年には総人口は約25%の3300万人が減少し、高齢化率も38.8%になると予測されている。

世界で最初の人口減少社会への変化は、ライフスタイルや、これまで家族や地域が担ってきたさまざまな役割の継続を困難にし、変化の渦中にあり、葬送墓制のあり方を変容させている。

日本のみならず、このような傾向は東アジアの中国や韓国でも同様の傾向が到来すると考えられる。2010年の合計特出生率は韓国やシンガポールが1.22と日本よりさらに低い。2010年と2100年の人口推移をみると、日本は2100年には9133万人になり、3520万人減少し、増減率は-27.8%。韓国は3722万人になり、1096万人減少し、増減率は-22.8%である。中国は2100年には9億4104万人になり、4億29万人減少し、増減率は-29.8%である。出生率が低下しつつある台湾や韓国、また長年一人っ子政策を取ってきた中国も、少子・高齢化の影響で人口が減少すると推計されている。

(2) 無縁化の進行

少子高齢人口減少社会への変化は、葬儀や墓の建立や継承に影響を与える。

墓や祭祀の継承問題が取り上げられるようになったのは、日本では1980年代以降である。筆者は1990年に「家族形態及びライフスタイルの変化と墓地のあり方」において、墓の無縁化を取り上げている。その後日本においては無縁化は進行し、家族による継承を必要としない墓への志向が見られるようになった。

1999年に「墓地、埋葬等に関する法律」が一部改正され、無縁墓の整理がしやすくなった。例えば大阪市の事例では、1986年から無縁墳墓の調査を開始、1992年に一定収束し、無縁墳墓の移転改葬をしている。現在も北霊園と瓜破霊園の改葬に取組んでいる。南霊園には無縁墓を整理納骨する無縁者の墓と身寄りの無い孤独死や骨壺が引き取られない人たちの納骨堂が設置されている。近年無縁者の墓への埋葬は年間約1300人であり、増加傾向にあるという。

当初から墓の継承を必要としない合葬式墓地の利用もある。大阪市営墓地では初めて瓜破霊園内に2010年に合葬墓が設置され、まだ認知度は低いが新規受け付けた利用は直接合葬型156件、10年保管型38件、20年保管型57件の計251件あった。

子どもがいる人であっても、継承者を必要としない共同墓の利用者もいる。子どもがいる人であっても52.7%は無縁化する可能性を考えているという調査もある。

墓の無縁化だけでなく、少子、高齢化という家族による葬送の担い手の縮小は一連の葬送の中で埋葬前の葬儀に影響し、直葬や家族葬の増加が見られる。出生率の低下だけでなく、生涯未婚率の増加がある。2010年の婚姻件数は70万213組であるが前年を下回り婚姻率（人口千対）は5.5である。

2 散骨、樹木葬など墓の無形化の方向

このような状況から、日本では樹木葬が始まった。岩手県一関市の山中にある知勝院の樹木葬墓地である。(写真-1、写真-2)



写真-1 日本の樹木葬



写真-2 一関市知勝院の樹木葬墓地

韓国、中国、台湾では、近年火葬率の上昇が見られ、自然葬墓地、散骨、樹木葬という、墓の無形化が進みつつある。それは国の政策として進められ、法的な制度の整備に向かっている。

(1) 韓国

韓国はこれまで土饅頭型の土葬で大都市のソウル市近郊でも山全体が墓地として利用されてきた。現在でも山の墓所の前で家族が集う光景も見られる。しかし近年、その中には1つの墓所に、火葬の多くの骨壺を納めることができる家族墓所も見られるようになった。これは火葬率の上昇によるからである。

韓国は、「葬儀過程の変化の要因は、1990年代の初めに増加した病院内の葬儀場の利用と火葬率の上昇である」(張萬石 大田保健大学葬儀指導科教授)としている。

韓国の火葬率は、1991年で17.8%、1998年は27.5%、2002年では42.5%、2005年は52.3%、2010年は67.5%と上昇を続けている。

2002年には納骨堂の利用率は42.7%であったが、2010年は48.2%で継続的に納骨堂の利用者は増加している。しかしながら32.5%は土葬で土地が必要であり、納骨堂にしてもスペースと施設が必要となる。

韓国政府は、土葬や納骨堂の土地利用の弊害を防ぐために、2008年に法律を改正し、韓国特有の「自然葬制度」を導入している。これは、火葬した遺骨の骨粉を樹木や花木、芝生の下に埋葬することをいう。

このような自然葬、つまり散骨を行うには遺体の処理方法も変わらなければならない。これ

まで火葬の後、収骨していた。1990年代は80%が遺骨を選択していたが、現在は80%が粉骨を選択するようになった。つまり多くの家族が粉骨を選択し、家族の収骨の手順が無く、収骨室は収骨ではなく、粉骨を受領する受骨室に変化している。

こうした粉骨を、韓国政府が推進する自然葬として埋葬、散骨することを期待している。政府はこの政策を推進するために地下鉄や公共空間で広報活動を積極的にし、自然環境のために芝生葬を期待しているが、遺族の市民はソウル市の自然葬墓地では樹木葬を好んで選んでいる。

ソウル市市政開発院は『市立墓地を散骨公園として活用する必要』という題目の報告書を出しておらず、火葬の更なる普及と、納骨堂の利用からさらに自然葬、つまり散骨へ政策を進めている。散骨は2003年37.4%から、2007年40.6%に増加している。しかし政策として市民に散骨を勧めながら、韓国の現行の法律には散骨の規定がまだ無い。

韓国では散骨の普及のために、①散骨に妨げになる関連する法律の改正と整備 ②多様な散骨モデルを開発し提示する必要 ③私設散骨場の造成許可時の基準の強化 ④散骨の広報と教育の強化 ⑤散骨の制度化及び散骨地域の拡散、の5つの方向を上げている。(写真-3、写真-4、写真-5、写真-6、写真-7)



写真-3 ソウル市郊外墓園全図



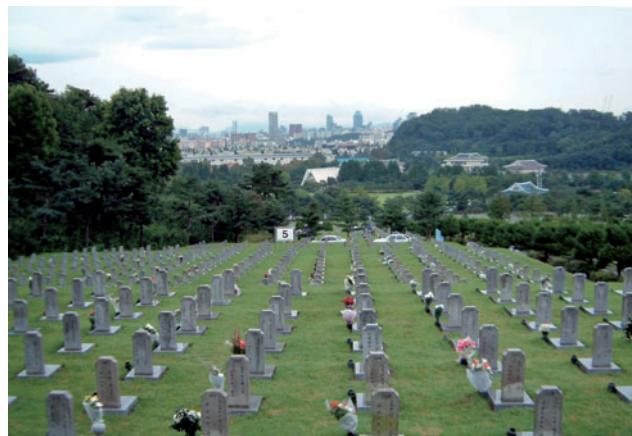
写真-4 伝統的な土饅頭型の墓



写真-5 墓の前で集う家族



写真-6 新しい家族墓



写真－7 ソウル市内の国立墓地

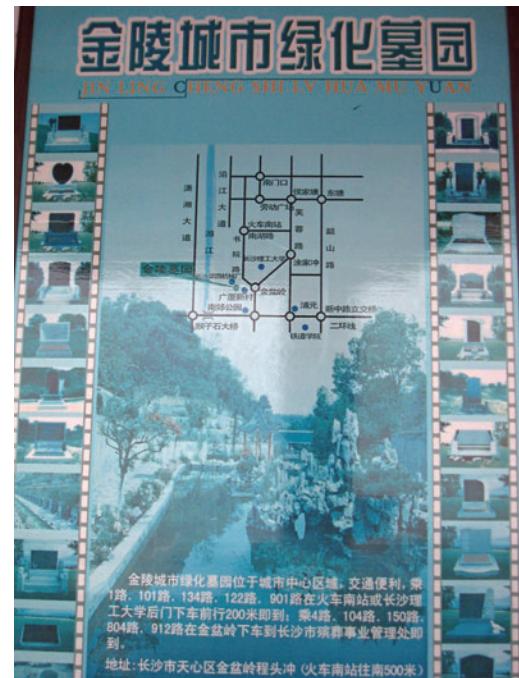
(2) 中 国

中国では『中国葬儀事業発展報告』(2011年編)によると、殯儀館は1729箇所、民政部管轄下の共同墓地は1266ヶ所ある。殯儀館は葬儀式場のことで、火葬場も付設されている。

殯儀館と共同墓地の約75%以上は政府の民政部門が独占経営しているが、約25%は個人投資によるもので、株の一部は民生部門が所有している。いくつかの民生局所属の殯儀館、葬儀サービス、共同墓地は個人経営によるもので、5年、10年、20年のリースで、その期間はさまざまである。葬儀会社は個人が所有し、そのうち届出のあるものと無いもの、つまり非法葬儀会社がある。湖南省長沙市の殯儀館は新しく造りなおされ2004年に開館、中国でも最大規模と言われ、葬式場を備えた建物、外観から火葬場とわからないようなデザインされた建築が立ち並び、園庭の修景も壮麗である。また、併設の長沙市の金陵城市緑化墓園も名前のように園庭が修景されている。(写真－8、写真－9)



写真－8 長沙市殯儀館



写真－9 長沙の金陵城市緑化墓園の図

「ここ10年は、殯儀館、共同墓地における施設水準は壮麗化を続け、いまでは、殯儀館はその都市の一流ホテルよりもきれいであり（外観上）、靈園の公園化が進んでいる」（王夫子 長沙民政職業技術学院葬儀学部長 教授）。

墓地では、例えば大連市営墓地は一般的な夫婦墓が多いが、花壇状の花葬や、樹木の根元に散骨する樹木葬も実施している。海への散骨を奨励し、毎月実施しているが希望者が少なく、拡大するために料金の改定をした。また共同納骨堂を設置したが、現在はまだ希望者が少ない。（写真-10、写真-11、写真-12）



写真-10 大連市立墓地の入り口



写真-11 大連市立墓地



写真-12 大連市立墓地の共同納骨堂の碑

中国では、人民共和国成立以後、毛沢東主席が火葬を提唱し、火葬の普及を図ってきた。政府は1985年に全土を沿岸地域と内陸部にわけ、人口集積が大きい沿岸部については火葬が義務付けられた。1994年に上海市民の中で、遺灰を海洋にまく散骨式が行われている。しかし土葬から火葬に変わっても、亡くなった人の骨灰を納める墓を求める人たちが多い。

上海など大都市では親子の別居も進み、散骨の希望者もいる一方、上海市や北京市では民間資金を導入した大規模な民間靈園が開発され、富裕層のニーズに応えている。

(3) 台湾

台湾では、墓地と都市計画との関係、地方での伝統的な葬送文化と企業活動としての墓地（靈園）開発、さらに近年の家族の変化による儀礼の変容が見られる。

台湾の彰化県田尾郷の公墓は、従来の濫葬状態を改変し、循環利用様式の公園墓地に切り替え、都市計画に基づき、街の発展に向けて大きな改変が行われてきている。さらに、墓地から靈堂（納骨堂）様式に切り替えてきている。（写真-13、写真-14）

苗栗市においては、国立の大学が誘致され、新しい住宅地開発がされている。しかし、こうした地方都市や農村部では、おびただしい濫葬墓地が各所に存在する。また風水観念による墓所の立地選好により、地域の各所に個人墓、家の一門の大規模な墓地の造成が行われ、都市計画上大きな問題になっていた。風水観念は地方都市に色濃く残り、子孫と家族の反映を願う気持ちがその状況を生んでいる。（写真-15、写真-16）

一方、台北市のような都市部では民間靈園が企業活動として盛んで、広大な土地に芸術的な彫刻も多数存在する靈園もあり、納骨堂は一部投資の対象ともなったことから政府として墓地政策のあり方の方向を検討してきた。（写真-17、写真-18）



写真-13 改葬前と改葬後の墓



写真-14 公園墓地の中の納骨の棚



写真-15 地方の伝統的な墓所



写真-16 親族が集う伝統的な家族墓所



写真-17 台北市郊外の民間霊園内の納骨堂



写真-18 台北市郊外の大規模な民間霊園

台湾では以上の2001年調査当時と比べ、火葬が増えている。伝統的には一回目が土葬で、二回目に骨を拾う改葬し、骨壺に収めて納骨する。納骨堂は高級化し、高級であるほど需要が高い。「墓苑建設による自然環境破壊を防ぐように、自然と人文の調和を重視すべきである。墓地は有限の資源であるため、墓地の循環利用を確保できるように、墓地や納骨堂の使用期限を規定する必要がある」と鄭志明（輔仁大学宗教学系教授）は指摘。政府は改革しようと自然葬や樹木の下への樹葬、海洋葬を勧めている。

3 葬送の専門家と高等教育機関における葬送教育

(1) 葬送の担い手は家族から葬送の専門家へ

これまで、葬送における一連の仕事は、家族や地域の人々による役割の中で執り行われてきた。しかし先に述べたように少子、高齢、人口減少社会においては、葬送の担い手が縮小し、担えなくなっている。さらに死亡場所の変化や儀礼場所の変化、また葬送に対する意識の変化やニーズの多様化により、葬送の担い手は家族から専門知識をもった葬送の専門家へと移行している。

「即ち、韓国の葬儀は、もはや伝統的祭礼で見られる家族と親族の手で行われるものではなく、葬儀専門家に任される専門化・企業化・大型化へと変化している」と述べている。（張萬石）そのため、その国の葬送文化や技術、知識、さら市民のニーズやグローバルな動きに対応する人材が求められている。中国、台湾、韓国では葬送教育が高等教育機関でも行われるようになった。

(2) 中国の葬祭教育

中国は一人っ子政策を維持してきており、葬送を担う家族は減少していると考えられる。

『中国葬儀事業発展報告』（2011年編著）によると、まず中国における葬祭業は、殯儀館が

1729箇所、民政部管轄下の共同墓地は1266箇所ある。それを担う葬儀サービス機関の職員は7万4000人で、そのうち殯儀館で働く人は4万5000人である。しかし、これらの従業員数は正規職員であり、各地域の民間の葬儀会社や民生部門管轄外の共同墓地など葬儀サービスの関係者を含めるともっと大きな数字になると考えられている。

こうした葬儀関連の仕事がサービス化され、家族や地域の人々以外の多くの人たちが担うには、葬祭教育の必要性がある。

これまで、葬祭教育は父子間や師弟間において伝統的な葬儀スキルを伝承してきた。しかし、現代の葬祭教育は、教育機関における全日制教育へ変化してきた。葬祭教育が学校教育レベルへ上げられ、学生を募集して、葬儀文化や葬儀計画、葬儀オペレーションを教えて、就職させている。父子間や師弟間の伝統的な伝承は現在でもあるが、学校教育レベルでの葬祭教育が現代社会に対応した人材を輩出している。

〈長沙民政職業技術学院など教育機関における葬祭教育〉

最も早くできたのが、1995年長沙民政学校（1999年に長沙民政職業技術学院に昇格）。続いて濟南民政学校（1999年に濟南大学に合併）。そこが「現代葬儀の技術と管理」専攻の学生の募集を開始した。長沙民政職業技術学院殯葬学部（葬祭学院）は2000年に「靈園の設計と管理」を開設し、従来の専攻を「葬祭儀礼」「葬祭設備」「防腐整容（エンバーミング、エンジエルメイク）」の3専攻に分けて、葬祭業界のニーズに対応しようとした。（写真-19、写真-20）

さらに葬祭教育は重慶民政学校（現在・重慶城市学院）、福建民政職業技術学院、河南民政学校、湖北省民政職業技術学院、北京市社会管理職業学院が順じ設立されていった。

いくつかの大学が葬祭企業と共同で、大学院修士課程の授業を実施しているところもある。上海理工大学では上海民生局と大学との協働が特徴である。企業管理研究生課程は大学院のレベルで、週末1日2年間で修士論文も課せられている。上海理工大学管理学院は、上海殯葬サービスセンターと上海殯葬文化研究所と協働して、中国で初めての殯葬管理に関する大学院、修士課程を2006年に創設。1年後に殯葬管理高級研修課程を開設している。



写真-19 長沙民政職業技術学院の学生発表会



写真-20 同学院の東アジア研究者発表会

〈中国での葬送関係の職業資格〉

現在中国では6つの葬祭に関する職種と職業資格がある。葬儀従業員、遺体運搬員、遺体防腐員、遺体整容員、遺体火葬員、墓地管理員である。2006年4月に中国民政部は「民事特有職業技能検定所設立計画及び検査人員の推薦に関する通知」を発表し、同年4月11日に労働と社会保障部事務庁、民政部事務庁は共同声明で「義肢員（義肢装具士）等8つの国家職業基準設立に関する通知」を発表した。その後8つの職業基準を制定して、試験に関する手続を制定している。6つの中国葬祭職業技能資格試験はこれによって実施され、葬祭職業技能の管理も法律に則して開始されることになった。

6つの資格には等級がある。葬儀職員は初級、中級、高級、技師の4段階。遺体運搬員、遺体防腐員、遺体整容員、遺体火葬員、墓地管理員は5級から1級までの5段階で、1級を最高位としている。

葬祭に関して職業資格証書が得られるようになったのは経過がある。

1993年の労働部の「職業技能検定規定」、1994年の労働部、人事部「職業資格証書規定」、1994年の労働部の「職業技能検定センター」、1999年労働保障部の「中国人民共和国職業分類大典」、1999年労働部の「職業技能検定作業規則」。1996年に「中華人民共和国職業教育法」が施行されている。葬祭に関する6つの職種が「中国人民共和国職業分類大典」に入ったことが大きく、また中国で職業教育に全力で取組むという政府の方針が、葬祭の職業資格と、葬祭教育をすすめることになったといえる。

その結果、葬祭業を社会的な職業の1つとして認められ、葬祭業に関わる人たちが社会的に認められる地位を得たことになる。

長沙民政職業技術学院の王夫子教授は「葬祭の6つの職種の基準の設置、組織的養成、職業資格証書発行、資格を持って仕事に行くことへの提唱、葬祭職が法律に則していること、これが中国有史以来、初めてなされた葬祭業に対する国家レベルでの職業規範となる」と述べている。

(3) 台湾の葬送教育

鄭志明氏（輔仁大学宗教学系教授）は、単に葬儀業の従業員を単なるサービスの担い手だけでなく、葬儀儀礼文化の再建、つまり、「伝統儀礼の中に相応しくない旧俗を切り捨て、良い部分を受け継ぎ、また蘇らせることを意味している」とし、「現代文化との衝突から融合へという過程を経て…新たな文化を生み出すことが可能になる」とする。そして「このような文化再生を実現するには、葬儀業者が一番の担い手である」と位置づけている。

葬儀業の従業員は高レベルのサービスが期待されている。そのため生命教育関係の知識の他、葬儀専門の養成教育を受けて、専門的知識や技術、文化教養を高める必要があるとする。

台湾では、各大学で葬儀講座を開設している。空中大学生活科学系には生命事業管理科葬儀班を設置、南化大学には生死学講座や生命儀礼講座などが開設されている。

2008年11月に政府の労工委員会が正式に葬儀サービスの技能検定試験を開設している。これは検定委員が試験問題を作成し、政府が資格を出すもので信用性が高い。初級は遺体処理や着替えなどの技術、中級は葬送儀礼の計画や会場計画、司会など。これまで、現在は葬儀業者内部で行われている入社前や在職中の研修のような短期研修ではなく、学校教育において体系的で長期的な教育を受け、その後に検定試験を受けることになる。

そのため、これから葬儀業者の従業員は、全て専門学校以上の学歴を持ち、2年以上の養成教育を受けて、労工委員会の葬儀サービス技能検定試験に合格すること、そして内政部が承認する「葬儀儀礼師」の資格を獲得しなければならないだろう。

台湾は2002年7月に「殯葬管理条例」が公布されている。この条例は葬儀組織の活動に関する基本的な規範である。原則的な規定のために、葬儀行為の詳細は地方政府や葬儀業者が決定することになる。しかし、この「殯葬管理条例」により、定期的に葬儀事業者を管理する、「葬儀評価制度」ができている。

この条例は葬儀施設、葬儀サービスと葬儀行為の3点に注目しており、それぞれに十分な葬祭教育を受けた人材が葬儀組織に有用であるといえる。

(4) 韓国の葬送教育

火葬率の普及や死亡する場所の変化は、葬儀を家族から専門家へと大きく移行している。

韓国の葬儀産業は今後どの様になるか、張氏は次のように予見している。

特別な動きが無い限り、2018年には高齢化時代（65歳以上人口が14%）を迎える、2026年には超高齢化時代（65歳以上人口が20%）になり、今後10年から15年間は葬儀産業が持続的な成長をする。割賦販売法の改正（2010年9月18日）で経営悪化が見られる互助会社の取り締まりによって消費者の葬儀業に対する信頼向上も期待される。団塊の世代（1955年～1963年）の葬儀に関する認識の変化や葬儀関連のGrief Careの重要性、エンバーミングと死化粧などの増加。高齢社会の到来とともに死亡者数の増加と火葬の増加は葬儀施設だけでなく、葬儀関連サービスに相当な影響を及ぼす。少子化時代で今後葬儀施設を管理する子孫が減少し、便利な時間を利用して追悼するというパターンへ転換する。今後の葬儀施設や葬儀方法、また少子化、高齢社会のパラダイムにふさわしい新たな形態の漸進的な変化や対応法案が生まれること。

現在、韓国の葬儀はもはや家族や親戚の手で行われる伝統的祭礼ではなく、多くは病院に付設された葬儀場などを利用している。葬儀場所の利用順位は、病院葬儀場、専門葬儀場、自宅、農業協同組合葬儀場、互助会、宗教施設の順である。自宅は3位に過ぎない。

これは病院での死亡者が約80%で、そのほとんどが病院に付設された葬儀場を利用しているためである。病院に葬儀場が付設されているのは韓国の特徴的な事象である。それが人々に受け入れられている理由は、交通の利便性や良好な施設、また認知度が高いことが上げられる。

この発端となったのは三星ソウル病院である。1994年11月に病院の直営で、葬儀場を現代的な施設に改築し、遺体安置所（殯所）の空間を追悼空間と弔問客の接待空間に分離して運営し

たのが最初である。その質の高いサービスが市民に反響を呼び、延世大学や高麗大学の著名な大学病院が葬儀場を付設するようになった。現在病院付設の葬儀場が約650箇所（直営200ヶ所、賃貸450ヶ所）、専門葬儀場は約200ヶ所で、その他農協や互助会等を入れると全国約900ヶ所あり、いかに病院付設が多いかがわかる。

そのような状況下で、家族や弔問客も故人と対面することが難しくなり、葬送への意識も変化していると考えられる。

葬儀の外部サービス化はさらに葬儀社の大型化や高級化をめざしてサービスの競争が高まると考えられる。近年では前に述べた葬儀場以外に保険会社の参入もある。一方、政府の政策として法律による自然葬や樹木葬の推進により、各地で樹木葬が増加し、自然葬も少し増加しつつある。

このような市民の意識や葬送環境の変化は、葬儀関係の専門家を必要とし、人材の養成が必要となる。そのような状況下で葬儀の教育機関が開設されている。

韓国では1999年以降に大学に葬儀学科が開設された。韓国の葬祭教育機関は、大学院修士課程1校、大学（4年制）1校、大学（2年制）4校、大学付属1年課程3校がある。

「葬儀産業の関係者が、葬儀学を専攻した大学出身者と世代交代し、今後はこの産業に携わる自負心を持った質の高いサービスも可能になる」（張氏）と予測される。

韓国の葬儀指導者は、2011年に国会で葬儀指導者資格証を国家資格として法制化したところである。それにより、葬儀指導者に対して社会的認識が向上するとともに、従事者の職業に対するプライドも高まると考えられている。しかし「現在の大部分の葬儀経営者は一部を除いて時代変化の認識が疎く、マンネリズムを脱していない感がある」と張氏は言う。

ま　と　め

日本は少子・高齢・人口減少社会への人口動態の急激な変化により、家族や地域が担ってきた葬送や墓の継承が困難になっていることやライフスタイルの変化から、葬儀では直葬や家族葬、また墓の無縁化が進むなかで承継の必要が無い共同墓（納骨堂）や散骨の希望も見られる。

東アジア地域では、経済成長が著しい韓国、台湾、中国の人口動態の変化からも同様の現象が見られることがわかった。

一方、中国、台湾、韓国では人口集中と都市開発による土地利用上の課題から、政府は火葬の普及と芝生葬、樹木葬や海洋葬など散骨への政策を積極的に進めている。

人口動態の変化からすれば、散骨のような墓の無形化の方向に行かざるを得ないと考えられる。しかし、変わりつつあるとはいえ現在でも残る中国や台湾、韓国の伝統的な葬送に対する市民感情がどの様になっていくのだろうか。

中国、台湾、韓国では樹木葬や海への散骨などは国の政策として進められ、自治体の公営墓地で実施している。韓国では現行では法的規定が無いため、散骨の制度化に向けて法律の改正

など法的整備の必要が言われている。

日本においては、社会変化に対して葬送墓制に関する方向性を示すものや政策がない。散骨や樹木葬は国の法律が無く、民間に委ねられ、公営墓地ではその規定がなくそれらは実施していない。最近琵琶湖への散骨に対して、飲料水に利用している市民から問題視されている事例もある。政策として方向性や法的条件の整備をすること、散骨のコンセンサスをつくっていくこと、例えば公営墓地などの空間を確保すること、政府や自治体は散骨に関する法律や条例など整備する必要がある。

また葬送を家族や地域が担うことが困難になり、専門家に任せられ、専門化・企業化しているため、日本においても高等教育機関による人材育成と専門性に対する評価も検討することも課題である。

参考文献・引用文献

- 厚生労働省 (2010) 「平成22年度人口動態統計月報年統計（概数）の概況」
- 国連 (2011) World Population Prospects : The 2010 Revision 「世界と主要国の将来人口推計」
- 王夫子 (2012) 「中国葬祭教育および総裁職業資格証書の管理」『現代における死の文化の変容』 p. 19–23
- 鄭志明 (2012) 「現代台湾の葬儀にみる問題と展開」『現代における死の文化の変容』 p. 41–59
- 張萬石 (2012) 「韓国の現代葬儀の状況と変化」『現代における死の文化の変容』 p. 68–74
- 八木澤壯一 (2008) 「中国での殯葬教育について」『火葬研究』 Vol. 12, p. 46–47
- 八木澤壯一・長江曜子 (2007) 「現代中国北京市周辺の民間資金導入の墓地開発について」『火葬研究』 Vol. 11, p. 40–41
- 楳村久子 (1990) 「家族形態及びライフスタイルの変化と墓地のあり方」『造園雑誌』 53(5), p. 281–286、日本造園学会
- 楳村久子 (2002) 「少子・高齢社会における墓制・葬送と都市環境変化に関する研究」『研究成果抄録集16』、京都女子大学
- 楳村久子 (2011) 「都市史としての墓地—大阪市公営墓地の変遷と無縁化社会の進行」『平成23年度日本造園学会関西支部大会研究・事例報告発表要旨集』
- 楳村久子 (2012) 「都市史としての墓地—大阪市公営墓地の変遷と無縁化社会の進行」『現代社会研究科論集』 第6号、p. 1–16、2012年3月、京都女子大学大学院
- 金セッピヨル (2012) 「自然送の誕生」『総研大文化科学研究』 第8号、p. 177–193